

解答1 ○ 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限が規定されている場合を除き、我が国においても権利能力を有する（3Ⅱ）。

解答2 ○ 法令によりある財産権を享有することができない者は、その権利を有すると同一の利益を受益者として享受することができない（信託9）。外国人の権利能力が制限されている場合には、本条の「財産権を享有することができない者」にあたるので、信託法上の受益者として、その権利を有すると同一の利益を享受することができない。法令によって財産権を享有することができないとされている者が受益者となることができるとすると、信託を利用して脱法行為をすることができてしまうからである。

解答3 ○ 未成年者が法律行為をするには、原則として未成年者保護のため、その法定代理人の同意を得なければならない（5Ⅰ本文）。しかし、未成年者が、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為をする場合には、保護の必要がないので法定代理人の同意は不要である（5Ⅰただし書）。この点、負担のない贈与の申込みを承諾する行為は、単に権利を得る法律行為であり、法定代理人の同意は不要である。よって、本問の場合、未成年者は、贈与契約を取り消すことはできない。

解答4 ○ 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない（民5Ⅰ本文）。これに反する法律行為は、取り消すことができる（同Ⅱ）。もっとも、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない（同Ⅰただし書）。債務の免除を受けることは、単に義務を免れる法律行為に当たる。よって、本肢は正しい。

解答5 × 未成年者が法律行為をするには、法定代理人の同意を得る必要があり（5Ⅰ本文）、未成年者に親権者があるときに原則として親権者が法定代理人となる。そして、未成年の子は、原則として父母の親権に服するが、子が養子であるときは、養親の親権に服することとなる（818Ⅰ・Ⅱ）。よって、養子である未成年者が親権を有しない実親の同意を得て法律行為をしたときであっても、それは法定代理人の同意ではないので、その未成年者の養親は、その法律行為を取り消すことができる。

解答6 ○ 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する（民6Ⅰ）。かかる営業の許可を受けた場合には、その営業に関する法律行為については、行為能力の制限を理由として取り消すことができない。よって、本肢は正しい。

解答7 ○ 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする（5Ⅲ）。